【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月８日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目43番２号
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　新本 政秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿２丁目３番１号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　大西 伸幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社に対して提起されていた訴訟につき、今般和解が成立しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）訴訟の提起があった年月日

平成24年１月３日

（２）訴訟を提起した者の氏名及び住所

① 氏名 マイケル・ウッドフォード

② 住所 英国ロンドン市

（３）訴訟の内容及び請求金額

当社は、平成24年１月３日、当社元代表取締役・社長執行役員マイケル・ウッドフォード氏（以下「ウッドフォード氏」といいます。）から、当社によるウッドフォード氏の当社代表取締役・社長執行役員としての役職の解職等が、英国の1996年雇用権利法（Employment Rights Act 1996）に違反する不公正な解雇にあたるとともに、同氏に対し不公正な損害をもたらす行為であるなどとして、英国労働審判所（Employment Tribunal）において労働審判（以下「本件労働審判」といいます。）を申し立てられました。なお、本件労働審判において請求金額は明示されておりません。

（４）訴訟の解決があった年月日

平成24年６月８日

（５）訴訟の解決の内容及び支払金額

当社は、ウッドフォード氏の主張について、管轄の問題を含め慎重に精査し、本件労働審判に対応してまいりましたが、平成24年５月29日付で、ウッドフォード氏との間で和解の合意（以下「本件和解の合意」といいます。）に至り、平成24年６月８日開催の当社取締役会により本件和解の合意が承認されました。本件和解の合意により、ウッドフォード氏は本件労働審判の申立てを取り下げ、当社は、ウッドフォード氏に対し、和解金として、金1,000万英ポンド（12億2,670万円）を支払うこととなります。また、本件和解の合意により、ウッドフォード氏の解職等に伴う当社との間の一連の紛争が終結することとなります。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成24年６月７日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝122.67円）によります。

以 上